

# 特定間伐等促進計画

埼玉県 長瀬町

平成26年 3月

## 1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、平成25年度から32年度までの8年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、20,000ha（平均2,500ha）の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本町の間伐の実施状況を勘案して、平成25年度から32年度までの8年間で394ha（年平均49a）の間伐を行うことを、本町の特定間伐等促進計画の目標とする。また、主伐後の確実な再生林も含めた造林の実施を促進する。

## 2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本町の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

## 3 特定間伐等の実施計画

(1)～(5) 別紙のとおり

## 4 森林経営計画等に基づき森林施業、森林施業の共同化等の推進

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

森林施業を計画的、重点的に実施するため、森林組合等林業事業者、森林総合管理士（フォレスター）と連携して、森林経営計画制度の周知を図るとともに、長期施業の受委託を推進し、森林施業森林経営森林経営計画の策定を促進する。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

本町の森林所有者は、小規模所有者及び多人数による共有林が多く、また、不在村所有者が増加してきている。町と森林組合等との協力体制を強化することで、施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動推進に努める。

## 5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

(1) 路網の整備の推進に関すること。

林業機械の導入のため、森林管理道と施業対象地を有機的に連結する作業道の整備を促進する。

(2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な業務システムの整備、普及及び定着に関すること

地域の実情に合った作業システムの導入を促進するとともに、森林組合等の林業事業者が利用できる作業拠点施設、災害防止施設、その他森林整備に必要な施設の整備を推進し、作業の効率化、生産コストの低減に努める。

## 6 間伐材の利用の推進

- (1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の推進に関すること。  
林業事業者等と間伐材の供給量について情報を共有し、木材業者、工務店等関係者間の合意形成の構築に努める。
- (2) 間伐対象森林の現状に応じた利用方法（柱材、集成材用ラミナ、チップ、オガ粉等）を考慮した、積極的な利用の推進に関すること。  
近隣地域にある木材需要者（製材業、チップ工場、オガ粉製造者）と林業事業者との連携を強化し、森林資源の有効利用に努める。

## 7 人材の育成・確保等

- (1) 間伐や路網作備等を適切に行える現場技能者等及び森林事業者の育成確保に関すること。  
地域の実情にあった作業システムを確立し、林業事業者等と連携してオペレーターの養成するとともに、技能者の雇用安定のため、就労条件の整備、安全管理体制の強化等に努める。
- (2) 林業事業者に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。  
地域が一体となって安定的な事業量の確保に努めるとともに、林業事業者と連携しながら地域にあった効率的な作業システムの導入を促進する。